

はじめに

本市では、平成 18 年 3 月に、従前の「大牟田市障害者長期行動計画（計画期間：平成 8 年度～平成 17 年度）」に掲げるノーマライゼーションの理念を継承した形で「大牟田市障害者計画（計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度）」を策定し、基本理念として「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を掲げて、取組みを進めてまいりました。

この間、我が国は、平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、その批准に向けた国内関係法の整備が集中的に進められるなど、障害者施策は、その概念や制度が大きく変化してきました。

特に、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正では、障害は社会のあり方との関係によっても生じるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害の概念や、その除去のための「合理的配慮」の概念が導入されたところです。

これらの国内関係法の整備に伴って、平成 26 年 1 月に、我が国は障害者の権利に関する条約の締結国となりました。

一方、少子高齢化の進行や、社会環境の目まぐるしい変化に伴うストレスの増大などの要因によって、心身に障害のある人が年々増加傾向にある中で、障害当事者とその家族の高齢化の問題や、障害の重度化、重複化等によるニーズの明確化や多様化、さらには、難病や発達障害などの様々な障害への対応が必要となってきました。

このように、法制度や社会情勢が大きく変化する中で、今般、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする「大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定いたしました。

策定に当たりましては、前計画の基本理念である「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を引き継ぎ、取組みを進めていくことといたしました。

障害者基本法の理念にも謳われているように、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向けて、本市においても、この計画に掲げる各施策の着実な推進をもって、障害者の自立と社会参加への支援を展開してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、ご尽力いただきました大牟田市障害者計画推進委員会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、策定にご協力いただきました関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

大牟田市長 古賀道雄

